

令和 6 年度 小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議（第 1 回）における意見への対応

1. 新たな管理計画に基づく方策の実施に向けて

No.	主な意見	対応方針
①	光害など公共建築物等における環境配慮について、地域連絡会議での現地確認等を通じてこれまでの良い取組が続く仕組みを検討できると良い。	今年度、5年ぶりに東京都小笠原支庁産業課と IBO で「海鳥レスキュー講習会」を開催し、参加者で光害の現地確認を実施しました。今回、IBO から光害と環境配慮に関するプレゼンテーションを実施して貰います。地域連絡会議での現地確認については、次年度の第 1 回会議までに調整の予定です。
②	行政の環境配慮の「見える化」が必要。	東京都環境配慮マニュアルについて議事（5）「その他」で説明します。
③	課題解決のための研究開発について、農林総合研究センター、亜熱帯農業センター、営農研修所等との協定に基づく連携ができると良い。	研究機関との連携・協力については、小笠原村が東京都立大学と協定を結んでおり、今後もこれらの協定等の協力関係を最大限活用すると共に、必要に応じて島内の研究機関と遺産管理に関して連携・協力できるよう、管理機関で検討を進めます。
④	野生生物保護センターを設置して欲しい。	「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」と調整の上、小笠原世界遺産センターにおいて同協議会が運営する動物対処室を拡張し、傷病野生動物を専門的に扱える場所を確保する方向で対応予定です。

2. その他

No.	主な意見	対応方針
⑤	カントリーコードの普及啓発については良いが、熱帯魚の持出し対策は村なりが中心となって動いて欲しい。	熱帯魚の採取・持出しに関しては、自然公園法及び東京都漁業調整規則に違反する行為が行われないよう、引き続き、関係機関と協力して巡視等の取組を行うと共に、「小笠原カントリーコード」で来島者の利用のルールとして定められた「動植物の採取・持帰り・持込み」の普及啓発を通して、来島者が採取等を自粛するよう理解を促していきます。また、現在の規制や取組で問題を解決することが困難である場合は、規制内容の見直し等を検討します。
⑥	熱帯魚の採取対策はマナーの啓発のみでは問題の解決策として不十分。規制の検討も必要。	